

副本直送

令和6年（行ケ）第19号 人口比例選挙請求事件

原告 鶴本 圭子 外116名

被告 東京都選挙管理委員会 外10名

令和7年1月14日

## 準備書面

【弁論の要旨2】

東京高等裁判所第24民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

## 目次

第1章 全世界の GDP 中の日本のシェアは、17.6%⇒4.0%に激減(本書1~7頁).....	1
第2章 【「国会の活動の正統性」論】(本書8~10頁).....	8
第3章 【(1) 芦部教授の1対2説は、当時の一票の較差・1対4~5を前提とするものである。(2) 芦部教授は、1980年に京極東京大学教授との対談の中で、『当該前提でない場合は、1対1である』旨発言した。】(本書10~11頁).....	10
第4章 1964年米連邦最高裁判決(レイノルズ判決)(本書11~12頁).....	11
第5章 国会議員は、投票価値の平等からの乖離の憲法上の許容限度の問題について利害関係者であるので、当該問題について合理的な立法裁量権を有し得ない(本書12~14頁).....	12
第6章 本件区割規定の合憲性の主張立証責任は、被告らにある:(本書14~20頁) ..	14

### 【7つの人口比例選挙判決】

(注1)平成23.1.28 福岡高裁廣田民生裁判長 違憲違法判決(甲83) .....	20
(注2)平成25.3.6 東京高裁 難波孝一裁判長 違憲違法判決(甲78) .....	21
(注3)平成25.3.18 福岡高裁 西謙二裁判長 違憲状態判決(甲77) .....	23
(注4)平成25.3.18 名古屋高裁金沢支部 市川正巳裁判長 違憲違法判決(甲84) .....	24
(注5)平成25.3.26 広島高裁岡山支部 片野悟好裁判長 違憲無効判決(甲85) .....	26
(注6)平成25.11.28 広島高裁岡山支部 片野悟好裁判長 違憲無効判決(甲86) .....	27
(注7)平成27.3.25 福岡高裁 高野裕裁判長 違憲違法判決(甲87) .....	27

# 第1章 全世界のGDPの中の日本のシェアは、

**17.6%⇒4.0%に激減**(本書1～7頁)

## 1

全世界のGDPの中の日本のシェアは、**1995年**に、**17.6%**であったところ  
(2024.12.22 日経朝刊5面「風見鶏」8段(地曳航也記者の署名記事〈石井正文元駐インドネシア大使談〉[甲82の1](#);内閣府ウェブサイト「選択する未来」[「Q15 世界の中の日本経済の位置付けはどのようになっていますか。」](#)平成27年10月 1/3頁 [甲82の2](#))、

**2023年**に、**4.0%**に激減している(2024.12.22 日経朝刊5面「風見鶏」8段(地曳航也記者の署名記事〈石井正文元駐インドネシア大使談〉[甲82の1](#);外務省ウェブサイト「主要経済指標」 2/21頁 [甲82の3](#))。

1995～2023までの29年間を見ると、日本は深刻な少子・高齢化の中で、全世界のGDPの中の日本のシェアは、既に**17.6%⇒4.0%に激減済みであり、その減少は、将来に向かって更に進行中である。**

## 2

① 米、英、独、仏、韓、日の6か国の中で、米、英、独、仏、韓の5か国は、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙において、

- (1) 過半数(但し、大統領制の仏、韓の場合)又は概ね過半数(但し、大統領制の米の場合)の投票で、行政権の執行者(大統領)を決定し、又は
- (2) 過半数(但し、議院内閣制の独の場合)又は概ね過半数(但し、議院内閣制の英の場合)を得票した政党(連立を含む)を含む国会の国会議員の過半数の投票で、行政権の執行者(首相)を決定している。

**他方**、議院内閣制の日本では、**非**人口比例選挙において、1992～2020年の中

の4年間（但し、民主党らが政権を担当した）を除く25年間、過半数未満の得票をしたに過ぎない自民又は自公（連立）の国会議員が、国会で国会議員の過半数決で首相を指名した。

- ② 1992～2020年の中の25年間、自民又は自公（連立）が与党であったので、自民又は自公（連立）が、1992～2020年の中の25年間の国民一人当たり平均賃金の停滞（水平状態）の責任を負っている（下記**6**（本書5～6頁）参照）。
- ③ 米、英、独、仏、韓の5か国は、いずれも、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙であるため、投票人の過半数又は概ね過半数の投票により政権交代し、右肩上がりで国民一人当たりの平均賃金が増加している。

**他方**、日本は、**非**人口比例選挙であるため、政権交代が困難であり、25年間の自民又は自公（連立）政権の下で、国民一人当たりの平均賃金が概ね水平（FLAT）である。

- ④ 下記**6【表1】**（本書5頁）日本の国民一人当たり平均賃金の絶対額は、米、英、独、仏、韓の5か国のいずれにも、に劣後している。

### 3

- ① 全世界のGDPの中の日本のGDPのシェアは、1995年に、**17.6%**であったところ、日本のGDPのシェアは、2023年に、**4.0%**に激減しており、全世界のGDPの中の日本のGDPのシェアは、2024年現在、尚減少中である、即ち、このベクトルは右肩下がりのままである。この右肩下がりのベクトルを右肩上がりにする方法の一つが、裁判官が、『憲法は、できる限りの人口比例選挙を要求する』旨判決し、日本を人口比例選挙の国民主権国家に変えることである。

日本は、**先ずは**、他の5か国（米、英、独、仏、韓）と**同じ土俵に立つべく**、判決で、人口比例選挙の国に変えるべきである。

- ② 1964年、米連邦最高裁は、当時投票価値較差**1対41**のアラバマ STATE の議会選挙について、『米国連邦憲法は人口比例選挙を要求する』旨判決し（レイノルズ判決 甲63）、同判決1本で、全 STATES で人口比例選挙が実現した（下記**第4章**（本書11～12頁）参照）。
- ③ 同レイノルズ判決1本での人口比例選挙実現が示す通り、日本でも、最高裁が、『憲法は、出来る限りの人口比例選挙を要求する』旨判決を言渡すことによって、国会が、同最高裁判決に従って、人口比例選挙の選挙制度を立法することになる。

## 4

- ① **1964年**、米連邦最高裁は、投票価値較差・**1対41**のアラバマ STATE の議会選挙について、レイノルズ判決（甲63）を言渡した。同**レイノルズ判決一本**で、全 STATES で非人口比例選挙が人口比例選挙に変わった。
- ② 日本でも、**非**人口比例選挙を人口比例選挙に変えるには、1964～2024年の60年間の日本の人口比例選挙請求訴訟の未達の歴史を見る限り、最高裁の『憲法は出来る限りの人口比例選挙を要求している』旨の判決又は『投票価値の平等からの乖離の合憲性の主張立証責任は、公権力側にある』旨の判決による以外に、**非**人口比例選挙を人口比例選挙に変える方途がない事は明らかである。

## 5

- ① 全世界の GDP の中の日本のシェアは、**1995年**に、**17.6%**であったところ、日本のシェアは、**2023年**に、**4.0%**に激減しており、全世界の GDP の中の日本のシェアは、**2024年**現在、尚漸減中である。

現在日本が直面しているこの**国難**の中で、当裁判官が、この**国難**を解決するべく、『憲法は、できる限りの人口比例選挙を要求する』旨判決を言渡せば、同判決文は他の高裁裁判官、最高裁裁判官の**琴線**に触れ、高裁裁判官、最高裁裁判官を動かし、最高裁の人口比例選挙判決によって、日本は**非**人口比例選挙の国（=国会議員主権国家）から人口比例選挙の国（=国民主権国家）に変わると推察される。

② 原告代理人ら全国弁護士グループは、2009 年以降 2024 年までの 15 年間に、134 個の人口比例選挙請求訴訟を提訴し、134 個の高裁判決が言い渡された。

下記のとおり、そのうち 7 個は、『憲法は人口比例選挙を要求する又はできる限りの人口比例選挙を要求する』旨の人口比例選挙判決である。

- ① 平成 23.1.28 福岡高裁廣田民生裁判長 違憲違法判決(甲 83)(注1)(本書 20~21 頁)
- ② 平成 25.3.6 東京高裁 難波孝一裁判長 違憲違法判決(甲 78)(注2)(本書 21~23 頁)
- ③ 平成 25.3.18 福岡高裁西謙二裁判長 違憲状態判決(甲 77)(注3)(本書 23~24 頁)
- ④ 平成 25.3.18 名古屋高裁金沢支部 市川正巳裁判長 違憲違法判決(甲 84)(注4)(本書 24~26 頁)
- ⑤ 平成 25.3.26 広島高裁岡山支部 片野悟好裁判長 違憲無効判決(甲 85)(注5)(本書 26~27 頁)
- ⑥ 平成 25.11.28 広島高裁岡山支部 片野悟好裁判長 違憲無効判決(甲 86)(注6)(本書 27 頁)
- ⑦ 平成 27.3.25 福岡高裁 高野裕裁判長 違憲違法判決(甲 87)(注7)(本書 27~29 頁)

③ 原告代理人らは、

『当裁判官が、上記の **17.6%⇒4.0%** の2つの数字に**衝撃**を受け、【判決による以外に日本がこの国難から逃れる方途がないこと】に**感動し**、現在の（国難という言葉が決して過言ではない）下向きのベクトルを上向きに変えるべく、

① 『憲法は**できる限りの人口比例選挙**を要求する』旨の判決又は

② 『投票価値の平等からの乖離の合憲性の**主張立証責任**は、公権力側にある』旨の判決

を言い渡すよう求める。

**6** 1992～2020年の29年間の国民一人当たり「平均賃金」（Average Wage）（但し、購買力平価）の値の推移は、下記【表1】のとおりである（OECDの公表データ日本政府は、同公表データに異議を申し立てていない）。

【表1】

	1992年平均賃金 (A)	2020年平均賃金 (B)	1992年から2020年の 推移 (B÷A) x 100%
日本	37,483 米ドル	<b>38,515</b> 米ドル	<b>102.7%</b>
韓国	23,796 米ドル	<b>41,960</b> 米ドル	176.3%
独国	42,562 米ドル	53,745 米ドル	<b>126.2%</b>
仏国	35,577 米ドル	45,581 米ドル	128.1%
英国	33,306 米ドル	47,147 米ドル	141.5%
米国	48,389 米ドル	69,392 米ドル	143.4%

国民一人当たり平均賃金 (average wage) を見ると、

**1992～2020年の29年間**で、日本、韓国、米国、英国、仏国、独国の6か国（ただし、いずれも、OECD加盟国）のなかで、**日本だけが、僅か2%増加の**

**フラット状態**で、他の5か国は、すべて**右肩上がり**で、他の5か国中最低の独  
国すら、**26%**増加である。

日本の国民一人当たり平均賃金 (average wage) は、絶対額でも、6か国のう  
ちの最低で、**38,515 米ドル** (ただし、韓国は**41,960 米ドル**) である。

## 7 下記 **A~F** の 6 か国間で比較する、人口比例選挙／**非**人口比例選挙と**投票** **率**の関係： (本書6~7頁)

### A 2021年ドイツ連邦議会議員選挙

(但し、2023年改正により、**完全人口比例選挙**)

**投票率：76%** (甲69)

### B 2022年仏国大統領選挙 (**完全人口比例選挙**) (上位2者の決選投票)

1位**得票率58%** (18,779,641票) (当選)

2位**得票率42%** (13,297,760票)

**投票率：74%** (甲70)

### C 2024年英国連合王国議会議員選挙 (**概ね人口比例選挙**)

**投票率：60%** (甲71の2)

(英国は、事前の選挙権登録を要件とする**有権者登録制度**を採用する。そ  
のため、上記各投票率は、有権者登録制度を採用していない、独連邦、仏  
国、韓国の各投票率と比較すると低い。)

### D 2024年米連邦大統領選挙 (**概ね人口比例選挙**)

**投票率：65%** (甲72の2)

(米連邦は、選挙権登録を要件とする**有権者登録制度**を採用する。貧困層、  
黒人層、アメリカ原住民、中南米系米国人の各一部は、有権者登録をして  
ないので、投票できない。上記投票率(65%)は、有権者登録制度を採用  
していない、独連邦、仏国、韓国の各投票率と比較すると低い。)

E 2022年韓国大統領選挙（**完全人口比例選挙**）（ただし、上位2者間の比率）

1位得票率**50.4%**（16,394,815票）（当選）

2位得票率49.6%（16,147,738票）

**投票率：77%**（甲73）

F 2024年日本・衆院選（較差2.06倍の**非**人口比例選挙）

1位 自公（与党）**得票率40%**

**投票率：54%**（甲75）

**8** 「本件選挙」（2024年衆院選（最大有権者数較差2.06倍の**非**人口比例選挙）では、投票率が、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙の上記**7**（本書6～7頁）の他の5か国と比べて、**54%**と圧倒的に低率である。

日本は国政選挙の投票率が、上記**7**の他の5か国と比べて、**圧倒的に低い**のは、日本人の民度が低いことがその理由ではなく、【日本の国政選挙が、**過半数得票**によっても、政権交代が生じないこと）が、その理由と考えられる。

**9** 向こう30年間の日本の将来を考えるに、1992～2020年の29年間停滞し続けている日本の現状を考慮すると、日本が、同29年間の停滞から逃れて、上記**6**（本書5頁）の他の5か国並みの、国民1人当たり平均賃金の右肩上がりの軌跡を回復するために、実行可能な**方策の1つ**は、【今の**非**人口比例選挙を人口比例選挙または概ね人口比例選挙（例えば、**11ブロック選挙**）に変えて、**政権交代が、国民の過半数**の投票で出来るようにすること】であろう。

（以下余白）

## 第2章 【「国会の活動の正統性」論】(本書 8～10 頁)

- 1 平成 26 (2014) 年最高裁大法廷判決 (参) に於いて、『選挙は違憲状態である』旨の多数意見を構成した **5 判事** (① 金築誠志判事; ② 櫻井龍子判事; ③ 岡部喜代子判事; ④ 山浦善樹判事; ⑤ 山崎敏充判事) は、同判決文の中で、

「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての **国会の活動の正統性** を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題

であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、**国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題** というべきものである。様々な政治的困難を伴う作業であるとはいえ、国会自身が平成 24 年改正法の上記附則において主権者である国民に対して自らの責務の遂行の方針として宣明したとおり、今後国会において具体的な改正案の集約と収斂に向けた取組が着実に実行され、同附則の前記の定めに従って、平成 24 年大法廷判決及び本判決の趣旨に沿った **選挙制度の仕組み自体の見直し** を内容とする立法的措置が **できるだけ速やかに実現されることが強く望まれる** ところである。」(判決文 20 頁下 9 行～21 頁 1 行) (強調 引用者)

と補足意見を記述される (甲 5)。

- 2 更に、同判決では、反対意見の 4 判事も同旨の意見であると解される (大橋正春〈違憲違法の反対意見〉、鬼丸かおる〈違憲違法の反対意見〉、木内道祥〈違憲違法の反対意見〉、山本庸幸〈違憲無効の反対意見〉)。
- 3 これらに加えて、**令和 4 年 10 月 18 日東京高判 (参)** (違憲状態判決) (8 民) (渡辺勇次、小口和宏、澤田文久) (甲 60) も、

「しかしながら、参議院は、憲法上、衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を反映する責務を負うものであるところ、投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正当性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって、国の内外で解決困難な課題が増大し、参議院の役割がこれまでも増して大きくなっている中、民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき課題であるといえる。」(強調 引用者)

と判示する。

- 4 上記の全 15 最高裁判事の中の合計 9 最高裁判事の意見及び令和 4 年 10 月 18 日東京高判(参)(甲 60)の判示に照らせば、(1 票較差是正未達成の衆院選(小選挙区)および参院選(選挙区)で選出された)国会議員は、「国会の活動の正統性」を有しないだけでなく、内閣総理大臣についても、当該国会議員らを含む両院の過半数決で選出されているので(憲法 67 条 1 項)、現内閣総理大臣は、行政権を執行する正統性を有しない。

【現内閣総理大臣が、行政権を執行する正統性を有しないという問題】は、憲法上の重大問題ある。

- 5 【(「国会の活動の正統性」を有しない国会議員を含む)両院が、憲法改正の国会発議を行うこと】は、およそ、憲法が予定するものではなく、もし将来それが起こるとすれば、最も深刻かつ根源的な憲法違反である。

- 6 (かかる「**国会の活動の正統性**」を有しない国会議員を含む) 国会は、【憲法のできる限りの人口比例選挙の要求の限度】を超えて、**合理的な立法裁量権**を有しない。

**第3章 【(1) 芦部教授の1対2説は、当時の一票の較差・1対4～5を前提とするものである。(2) 芦部教授は、1980年に京極東京大学教授との対談の中で、『当該前提でない場合は、1対1である』旨発言した。】** (本書10～11

頁)

- (1) 【故芦部信喜東大教授は、1票較差が概ね1対2に圧縮された現時点では、1票較差・1対2説ではなく、1対1説に立たれる、と解される】

1980.6.1の法律時報52巻6号12～14頁(甲61)の、芦部信喜・京極純一東大教授間の「対談」の中で、芦部先生は、

「**裁判所が介入する**ことを認める以上、違憲判断の基準として計数的な基準があったほうがいいのではないか。そうすると、1対1.4というようなあまり厳格なかたちで考えると、**裁判所が動かなくなる**恐れがあるので、**現在の1対4とか1対5とか、現状があまりにも不均衡状態にあうてひどい**ものですから、**現状を前提**にして考えると、少なくとも**1対2**の範囲内で直せというようにやったほうが、さきほど問題にした定数増をあまり伴わないかたちでの再配分を、**裁判所が介入して**実現していくうえで**一番プラクティカルな運用**ができるのではないかと考えるのです。」(同13～14頁) (強調 引用者)

と発言している。

ここで、【芦部教授の1対2説は、1票較差・4倍、5倍の1980年の**当時の**  
**「現状を前提」**（強調 引用者）とした説であること】が、重要である。

(2) 更に、芦部教授は、同対談で、

「京極 芦部説の場合、**最大限度が二倍**ということでしょう。**できれば1対1が一番いい**ということですね。

芦部 **もちろんできればそれが一番望ましいわけです。」**（同12頁）（強調 引用者）

と発言している（甲61）。

## 第4章 1964年米連邦最高裁判決（レイノルズ判決）（本書11～12頁）

1 1964年当時、アラバマ State（州）で、State 議会上院選挙で **41対1**、同下院選挙で **16対1** の投票価値の最大較差があった。

1964年、米国連邦最高裁判所レイノルズ判決（Reynolds v. Sims, 377 U.S. 533）は、

「the Equal Protection Clause requires that the seats in both houses of a bicameral state legislature must be apportioned on a population basis」

（訳（連邦憲法修正14条の）平等保護条項は、【上院下院制議会の両院の議員の議席が、人口基準に基づいて割り当てられること】を要求する）

と判決した（甲63）。

この **1964年の米連邦最高裁判所レイノルズ判決一本で、全 State** において、各 State の内で、米国連邦下院議員選挙および State の両議会議員選挙は、**人口**

**比例選挙**になった。

**2 他方**、日本では、**1964年**に、最高裁は、越山康弁護士（当時、司法修習生）提訴の人口比例選挙請求訴訟で、その請求を斥けた。

爾後今日迄の**60年**間に、衆参両院の人口比例選挙請求訴訟について、大法廷判決、小法廷判決併せて、合計**34個の最高裁判決**（但し、衆院選で、15個及び参院選で19個）が言渡された（但し、衆院選・15個の判決のうち、**大法廷判決は10個**、参院選・19個の判決のうち、**大法廷判決は12個**）。

米連邦では、**1964年に、米連邦最高裁判決（レイノルズ判決）1本**で、米全（States）（州）で人口比例選挙が実現したことと異なって、日本では、**1964年**の人口比例選挙請求訴訟についての最初の最高裁判決言渡し以降**60年**後の今日に至るまで、人口比例選挙請求訴訟は、未だ未解決のままである。

## **第5章 国会議員は、投票価値の平等からの乖離の憲法上の許容限度の問題について利害関係者であるので、当該問題について合理的な立法裁量権を有し得ない**（本書12～14頁）

**1** 令和5年大法廷判決（衆）（甲28）は、

「憲法上議員一人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれていることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるにあつては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。しかがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの

諸要素を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた**裁量権の行使としての合理性**を有するか否かによって判断されることになり、（略）」

と判示する。

**2** 人口比例選挙請求訴訟において、小選挙区選出衆院議員自らが選挙の当落に関係する場合、当該議員は、投票価値較差を伴う区割規定の内容について、**直接利害関係を有する者**である。

当該利害関係を有する国会議員を含む国会は、投票価値の平等からの乖離の程度について、**合理的な立法裁量権**と有することはあり得ない。

この理は、

- ① 担当事件について利害関係を有する裁判官は、忌避の対象となること（民訴法 24 条、行政事件訴訟法 7 条）；
- ② 取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役は、当該取締役決議から排除されること（会社法 369 条 2 項）

と同旨である。

**3** 令和 5 年大法廷判決（衆）（甲 28）の、投票価値の較差についての国会の**合理的な立法裁量権**論は、

- ① 上記 **2** の（投票価値の較差を生じる区割規定について**利害関係**を有する国会議員を含む）国会は、同区割規定について、**合理的な立法裁量権**を有しないという議論により否定され 且つ、
- ② 上記 **第 2 章 6** の（「**国会の活動の正統性**」を有しない国会議員を含む）国会は、投票価値の平等からの乖離の程度について、**合理的な立法裁量権**を有しないという議論によっても、否定される。

**4** 仮に、上記 **1**～**3** の原告らの主張が立たないとしても、原告らは、

「被告らは、本件区割り規定の合憲性について、**主張立証責任**を負担するところ、被告らは、同主張立証責任を果たしていない（下記**第6章 本件区割り規定の合憲性の主張立証責任は、被告にある参照**）」

と主張する。

## 第6章 本件区割り規定の合憲性の**主張立証責任は、被告らにある**：（本書 14～20 頁）

より詳細に言えば、

「選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するについて、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが憲法上の要請であることからすれば、選挙制度の具体的な仕組みにおいて投票価値の不平等の結果が生じている場合には、**被告**において、上記仕組みの決定において考慮された政策目的ないしは理由が投票価値の不平等という結果をもたらしていることに対して合理性を有することを基礎付ける事実を**主張立証**しなければならない。」福岡高判平成 25.3.18（西謙二裁判長）（甲 77）

### 1 米国連邦最高裁判決（Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 1983）<sup>1)</sup>は、

<sup>1)</sup> Karcher v. Daggett, 462 U.S. 725 (1983) 米国連邦最高裁は、1983年6月22日、米国連邦下院議員選挙に関し、1票対0.9930票の選挙権価値の不平等（ニュージャージーStateの第4区の人口：527,472人〈最大〉；同Stateの第6区の人口：523,798人〈最小〉。両選挙区の**人口差：3,674人**（ $=527,472^{\wedge} - 523,798^{\wedge}$ ））を定めるニュージャージーState選挙法を違憲とした。米国連邦最高裁は、区割り法を争う選挙人は、まず最初に、【該当の選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能であったこと】の立証責任を負い、「選挙人」がこの立証責任を果たせば、次に、Stateが、選挙区間の有意の人口較差は、適法な目標を達成するために必要であったことの立証責任を負う旨判示した。

米国連邦下院議員選挙のニュージャージーState（国。ただし、一般に、州と和訳されている。）での選挙区割りにつき、

- 『 ① 投票価値の平等は、絶対ではない。
- ② 選挙区割りが、投票価値の平等（＝人口比例選挙）から乖離している場合は、**選挙管理委員会が、「その乖離に合理性があること」の立証責任を負う**』旨

明言し、State（州）の選挙管理委員会（被告）が、同立証責任を果たしていないとして、原告（選挙人）勝訴の判決を言渡した。

この米国連邦最高裁判決（Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 1983）（[甲76](#)）において、原告（選挙人）勝訴を決したのは、立証責任の論点であった。

原告代理人らは、**米国連邦最高裁判決**（Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 1983）の立証責任についての判断を支持する。

**2** 他方で、昭和51年大法廷判決（衆）、および爾後の各大法廷判決は、選挙管理委員会が立証責任を負うか否かの論点について、**沈黙している。**

**3** 下記の3高裁は、下記【表2】の中の(1)～(4)（本書18頁）に示すとおり、当該選挙区割規定の投票価値の平等からの乖離につき、国が立証責任を負うことを認め、「違憲違法」判決または「違憲状態」判決を言渡した（ただし、いずれも、原告代理人ら全国弁護士グループの提訴の裁判）。

【表2】

高裁判決	判決の内容	国の負担する 主張立証責任の内容
(1) 平成 25.3.18 福岡高判 (衆)(西謙二裁判長) <sup>a)</sup> (甲 77)	「違憲状態」判決 (ただし、「人口 比例選挙」判決)	【投票価値の不平等という結 果が生じている本件選挙区割 規定の <b>合理性</b> 】の <b>主張立証</b>
(2) 平成 25.3.6 東京高判(衆) (難波孝一裁判長) <sup>b)</sup> (甲 78)	「違憲違法」判決 (ただし、「人口 比例選挙」判決)	【投票価値の不平等が生じて いる本件選挙区割規定が、国 会の <b>合理的な考量</b> の結果であ ること】の <b>主張立証</b>
(3) 平成 25.3.25 広島高判 (衆)(筏津順子裁判長) <sup>c)</sup> (甲 89)	「違憲無効」判決	【当該選挙区割規定の是正のた めの <b>合理的期間が未経過</b> である こと】の <b>主張責任</b>
(4) 平成 25.3.26 大阪高判 (衆)(小松一雄裁判長) <sup>d)</sup> (甲 79)	「違憲違法」判決	【本件選挙区割規定の <b>合憲 性</b> 】の <b>主張立証</b>
(5) 平成 25.3.26 福岡高判那 覇支部(衆)(今泉秀和裁判 長) (甲 88) <sup>e)</sup>	「違憲違法」判決	【合理的期間が経過していな いこと】の <b>主張立証</b>

a) (「違憲状態」) 平成 25 年 3 月 18 日／福岡高判(衆)／平成 24 年(行ケ) 3 号(西謙二裁判長) D1-Law.com 判例 ID28220627。

福岡高判平成 25.3.18(西謙二裁判長)は、

「そして、上記のとおり、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するについて、議員 1 人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが憲法上の要請であることからすれば、選挙制度の具体的な仕組みにおいて投票価値の不平等の結果が生じている場合には、**被告**において、上記仕組みの決定において考慮された政策目的ないしは理由が投票価値の不平等という結果をもたらしていることに対して合理性を有することを基礎付ける事実を**主張立証**しなければならぬものというべきである。」(強調 引用者)

と記述する。

すなわち、同判決は、【投票価値の不平等という結果が生じている本件

選挙区割規定の合理性】の主張立証責任は、国が負担する、と解している。

- b) (「違憲違法」) 平成 25 年 3 月 6 日／東京高判 (衆) /平成 24 年 (行ケ) 21 号 (難波孝一裁判長) D1-Law.com 判例 ID28210796 判例時報 2184 号 3 頁 判例タイムズ 1389 号 80 頁。

**東京高判平成 25.3.6(難波孝一裁判長)**は、

「もつとも、この裁量権の行使は、国会がこれを付与された趣旨に照らして合理的なものでなければならない。投票価値の平等は憲法の要求するところであるから、常にその絶対的な形における実現を必要とするものではないとしても、単に国会の裁量権の行使の際における考慮事項の一つであるにとどまるものではない。したがって、国会が決定する具体的な選挙制度において現実に投票価値の不平等の結果が生じる場合には、国会が正当に考慮することのできる重要な政策的目的ないしは理由に基づく結果として合理的に是認することができるものでなければならない、かかる合理性を基礎付ける事実 **は、被告において主張立証**しなければならないと解するのが相当である。」 (強調 引用者)

と記述する。

すなわち、同判決は、【投票価値の不平等が生じている本件選挙区割規定が国会の合理的な考量の結果であること】の主張立証責任は、国が負担する、と解している。

- c) (「違憲無効」) 平成 25 年 3 月 25 日／広島高判 (衆) /平成 24 年 (行ケ) 4 号 (筏津順子裁判長) D1-Law.com 判例 ID28211041 判例時報 2185 号 36 頁。

**広島高判平成 25.3.25(筏津順子裁判長)**は、

「そこで検討するに、本件選挙は、憲法上要求される合理的期間内に本件区割規定の是正がされず、かえって、平成 23 年判決以降、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態が悪化の一途をたどっていると評価せざるを得ない状況下で (前記 1 (2) イ第 2 段落③)、施行されたものなのであるから、選挙人の基本的権利である選挙権の制約及びそれに伴って生じている民主的政治過程のゆがみの程

度は重大といわざるを得ず、また、最高裁判所の違憲審査権も軽視されているといわざるを得ないのであって、もはや憲法上許されるべきではない事態に至っていると認めるのが相当であることに照らすと、上記不都合、その他諸般の事情（なお、当裁判所は、平成25年2月6日の期日外釈明6項をもって、被告に対し、**上記事情に関する事実関係とその評価**をただしたけれども、**被告**は、昭和51年判決及び昭和60年判決を引用するにとどまり、**具体的な事実関係等の主張をしていない。**）を総合勘案しても、上記の一般的な法の基本原則を適用し、事情判決をするのは相当ではない。

そうすると、本件選挙については、憲法の規定に反する本件区割規定に基づいて施行されたものであるところ、事情判決をするのも相当ではないのであるから、無効と断ぜざるを得ない。」（強調 引用者）

と記述する。

即ち、同判決は、【本件選挙区割規定の是正のための合理的期間が未経過であること】の主張責任は、国が負担する、と解している。

- d) 平成25年3月26日大阪高判（衆）／平成24年（行ケ1号等）／（小松一雄裁判長）  
D1-Law.com 判例 ID28262505。

**大阪高判平成25.3.26(小松一雄裁判長)**は、

「本件選挙時における本件選挙区割規定の合憲性について検討するに、被告らは、この点について何らの主張立証をしない。」（強調 引用者）

と記述する。

すなわち、同判決は、【本件選挙区割規定の合憲性】の主張立証責任は、国が負担する、と解している。

- e)（「違憲状態」）平成25年3月18日／福岡高判（衆）／平成24年（行ケ）3号（西謙二裁判長）D1-Law.com 判例 ID28220627。

平成 25.3.26 福岡高判那覇支部(衆)(今泉秀和裁判長)は、

「したがって、国会においては、投票価値の平等は憲法上の要請であり、民主主義の根幹をなすものであって、最優先で達成されるべき課題であることは十分認識できたはずであり、全国民の代表者を選出するにふさわしい選挙制度の実現に向けた良識ある行動が要請されていたものといえることができる。しかし、この観点からみると、上記(3)で認定したとおり、平成23年大法廷判決の言渡し後、国会において、衆議院選挙制度に関する各党協議会の第1回会合が開催されるまでの間に約7か月を要しているが、このことについての合理性を見いだすことはできない。また、国会における検討では、平成23年大法廷判決の判断を受け、区画審による選挙区の改定に関する勧告の期限が平成24年2月25日とされていたことをも踏まえて、衆議院小選挙区における投票価値の較差を是正するための法案を成立させる動きこそあったものの、政党間における意見の対立のあった衆議院議員の定数削減等の問題との同時決着を図ろうとしたことなどから、本件選挙自体は従前の選挙区割りのまま実施されるに至ったものである。したがって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内にできるだけ速やかに投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講じたとはいえないといわざるを得ず、不十分な対応にとどまったものであって、それ以上に、**被告側から、合理的期間を経過していないことについての立証がされているということとはできない**から、平成23年大法廷判決が言い渡された平成23年3月23日から本件選挙が施行された平成24年12月16日までの約1年9か月の間に是正がされなかったことについては、合理的期間内には是正がされなかったというべきである。」(強調 引用者)

4 芦部信喜東大教授は、「**人口比例の原則から離れることを正当化する理由の拳証責任は公権力の側にある**」と主張される(芦部信喜東大教授・京極純一東大教授『《対談》選挙をめぐる法理と条理』(法律時報 52 卷 6 号 12~13 頁) (甲61))。

5 1965 年以降今日迄の 60 年間に、衆参両院の人口比例選挙請求訴訟について、大法院判決、小法院判決併せて、合計 **34 個**の最高裁判決（但し、衆院選で、15 個及び参院選で 19 個）が言渡された（但し、衆院選・15 個の判決のうち、**大法院判決は 10 個**、参院選・19 個の判決のうち、**大法院判決は 12 個**）。

最高裁が、『被告ら（国）が、区割規定の合憲性について、主張立証責任を負う』旨判断すれば（1964 年以降今日迄、**ゴールのないマラソン**を走り続けている 甲 62 参照）、この人口比例選挙請求訴訟は、実質的に**その時終わる**と推察される。

以上

【7個の人口比例選挙判決】（第1章 5②(本書5頁)）

（注1）平成 23.1.28 福岡高裁廣田民生裁判長 **違憲違法判決**（甲 83）

「7 選挙制度の改正の阻害要因について

なお、現在の参議院議員選挙制度の抜本改正を阻害している最大の要因は、選挙区を都道府県を単位とし、そこに三年ごとの議員の半数改選に備えて偶数の議員定数を定めていることにあることは公知のことである。

しかしながら、憲法は、上記の点については、参議院議員につき三年ごとの半数改選を定めているにすぎず、都道府県単位の選挙区の設定及び定数偶数配分制は憲法上に根拠を有するものではない。さらに、憲法は制度としての地方自治を定めているが、都道府県がその憲法上保障される地方自治制度自体に該当しないことは憲法の解釈上明らかである。また、現在の都道府県はその制度が定められてから相当の期間が経過しており、その間の交通・通信の手段の発達、産業規模や構造や国民の生活様式の変化並びに居住圏の広域化や人口分布

の変化等により、必ずしも都道府県単位で参議院議員の選挙区を構築する合理的根拠は、消失ないしは希薄化していることは明らかなどころである。その都道府県を基準とする選挙区割と議員定数の偶数配分制に拘泥するあまり、居住地によって投票価値に著しい較差をもたらす結果と現在ではなっている。前記のとおり憲法上の要請ではない都道府県単位の選挙区を維持するために、憲法上の要請である投票価値の可能な限りでの平等の実現を妨げることになっていて、許容しがたい現状にある。

#### 第4 結論

以上によれば、本件選挙における公職選挙法の定数配分規定は憲法14条1項に違反して無効であるので、福岡県選挙区の選挙の無効を求める原告の請求は理由があるが、同選挙を無効にすることによって惹起される可能性のある政治的混乱並びにそれに起因する国民の損害ないし損失等の虞を考慮すると、本件においては、行政事件訴訟法31条1項の事情判決の法理に準じ、本件選挙無効の請求は棄却するが、主文において本件選挙の違法を宣言するに止めるのが相当である。」（強調 引用者）

#### （注2）平成 25.3.6 東京高裁 難波孝一裁判長 違憲違法判決（甲 78）

##### 「2 原告の主位的主張について

原告の主位的主張に係る論理は必ずしも明らかではないが、投票価値の平等が憲法上保障される根拠として、憲法が国民主権の原理の下で、国民が選任した国会議員の多数決により政策上の意思決定を行う代表民主制の統治機構を採用していることから、このような意思決定を正当化する根拠として、当然に人口比例選挙、すなわち、選挙区の議員1人当たりの登録有権者（主権者）の数が同数であること（投票価値の等価値）も憲法によって要求されている旨主張するものと解される。そして、原告は、これを前提として、憲法上の要請以

外の政策的目的ないしは理由によって投票価値の等価値を制限することは許されない旨を主張していると解される。

**当裁判所も、投票価値の平等を可能な限り尊重し、人口比例の選挙に近づけていくこと**は、憲法上の要請であると考えているものである。しかし、憲法が、両議院議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の裁量にゆだねていると解すべきことは前記1で述べたとおりであり、国民主権の原理及び代表民主制の統治機構上の理念から、原告の主張するような厳格な投票価値の平等（人口比例選挙）の要請が論理必然的に導き出されると解することは困難である。また、これらの原理等から当然に、憲法が、憲法上の要請以外の理由による投票価値の平等に対する制限を容認していないと解することもできない。

よって、原告の上記主張は採用することができず、投票価値の平等は、憲法14条1項に定める法の下での平等によって基礎づけられるものと解することが相当である。

### 3 本件選挙区割りを定める本件区割規定の合憲性について

(1) 前記のとおり、憲法は、両議院議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の裁量にゆだねており、国会は、選挙制度の仕組みの決定について裁量権を有している。もっとも、この裁量権の行使は、国会がこれを付与された趣旨に照らして合理的なものでなければならない。投票価値の平等は憲法の要求するところであるから、常にその絶対的な形における実現を必要とするものではないとしても、単に国会の裁量権の行使の際における考慮事項の一つであるにとどまるものではない。したがって、国会が決定する具体的な選挙制度において現実に投票価値の不平等の結果が生じる場合には、国会が正当に考慮することのできる重要な政策的目的ないしは理由に基づく結果として合理的に是認することができるものでなければならず、**かかる合理性を基礎付ける事実**は、**被告において主張立証しなければ**

**ならない**と解するのが相当である。

(略) 』(強調 引用者)

**(注3) 平成 25.3.18 福岡高裁 西謙二裁判長 違憲状態判決 (甲 77)**

「 もっとも、前提事実において明らかなように、最高裁判所は、〈1〉昭和51年大法廷判決において、選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差が1対4.99となった昭和47年12月10日の総選挙における選挙区割規定、〈2〉昭和58年大法廷判決において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差が1対3.94となった昭和55年6月22日の総選挙における選挙区割規定、〈3〉平成23年大法廷判決において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差が1対2.304となった平成21年8月30日の総選挙における選挙区割規定が、それぞれ投票価値の平等の要求に反するに至っているなどと判示していることからすれば、投票価値の平等はより厳格に審査されるようになってきているものといえることができ、また、その後、**最高裁判所**が、平成22年7月11日施行の参議院議員通常選挙に対する選挙無効訴訟に関し、上記〈1〉ないし〈3〉を含む従前の衆議院議員選挙についての無効訴訟において国会の裁量権の行使に合理性があるか否かを判断する際考慮され、参議院議員選挙に対する選挙無効訴訟において同様に考慮されていた**都道府県**という単位について、これを考慮することは必ずしも憲法上の要請ではない旨判示していること(最高裁平成23年(行ツ)第64号同24年10月17日大法廷判決(最高裁判所ホームページ))、衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められていることを併せ考えると、衆議院議員の選挙につき多数の選挙区を設けてこれに議員定数を配分するについて、議員1人当たりの選挙人数又は人口が**できる限り平等に保たれること**を最も重要かつ基本的な基準とするとの趣旨は、**憲法上、人口比例に基づく選挙を原則**とし、**で**

**きる限り投票価値の平等**を確保しようとすることにあり、その志向するところは、**人口比例選挙の保障に通ずるもの**とも解される。

そうすると、後記のとおり、選挙制度上投票価値に不均衡が生じた状況についてその是正を講ずべきところ、これを怠るなど、選挙制度に係る憲法秩序の下における国会の裁量権の限界を超えることは許されないのであり、この裁量権を逸脱した場合には、投票価値の平等が侵害されたものとしてだけでなく、統治機構の在り方からしても、当該選挙制度の仕組みが違憲となる余地はあるものと解される。

そして、上記のとおり、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するについて、**議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが憲法上の要請**であることからすれば、選挙制度の具体的な仕組みにおいて投票価値の不平等の結果が生じている場合には、被告において、**上記仕組みの決定において考慮された政策目的ないしは理由が投票価値の不平等という結果をもたらしていることに対して合理性を有することを基礎付ける事実を主張立証しなければならないもの**というべきである。」(強調 引用者)

**(注4)平成 25.3.18 名古屋高裁金沢支部 市川正巳裁判長 違憲違法判決 (甲 84)**

「ウ 選挙制度の仕組みを定めることについての国会の裁量権について注意を要する点は、**<1>** 議員の定数を何人にするか、選挙制度を比例代表制にするのか、選挙区制にするのか、この両者を組み合わせるのか、組み合わせる場合の方法をどのようにするか、選挙区の大きさをどのようにするか等の問題と、**<2>** 上記のようにして定められた選挙制度の仕組みの下において議員定数の配分をどのようにするか(小選挙区制を採用する場合においては、その区割りをどのように定めるか)の問題とを区別して考える必要がある点である。

**<1>** の問題について、**国会に広範な裁量権が認められる。**これに対し、

〈2〉の問題については、憲法の要請する投票価値の平等に十分な配慮をしな  
ければならず、国会には、投票価値の平等を損なうような裁量権  
の行使は原則として認められないというべきである。そして、投票  
価値の平等に最も忠実な定数配分は、人口に比例して定数を配分する人口比例  
原則であるから、定数の配分に当たり非人口的要素を考慮することが許容され  
るのは、それが投票価値の平等を損なうことを正当化するに足りる合理性を有  
する場合に限られるといわなければならない。本件の問題が、第二院である参  
議院に比べて投票価値の平等が強く求められる第一院である衆議院の議員選  
挙に関するものであること、歴史的に見ても、衆議院議員の定数配分について  
は、衆議院議員選挙法により普通選挙が実施された大正14年以来人口比例原  
則が採られ、昭和25年に制定された公職選挙法においてもこれを踏襲して、  
選挙区の区分及び定数配分が行われたこと、その後の選挙区の区分及び定数の  
改正は、人口の都市集中化等の人口の変動に伴う措置であって、人口の増加し  
た選挙区を分割し、また、人口の減少した地域の定数を減じ、これを人口の増  
加した地域の定数の増加に充て、あるいは、全体の定数を増加させることによ  
り、人口の増加した地域の定数に充てるというものであったこと、人口比例原  
則という公職選挙法制定当時の仕組み自体は維持されたが、定数の見直しが急  
激な人口変動に追いつかなかつたため、大きな較差が生じることとなったこと  
(以上につき、平成19年大法廷判決における「4裁判官の見解」参照)を併  
せ考慮すると、小選挙区制を採る場合の区割りには、**実務上可能である限  
り人口に比例してされなければならない、許容される較差の  
程度はさほど大きなものではない**というべきである。そして、  
実際の区割りに当たり生じた較差を正当化するに足りる合理性が存するか否  
かは、その較差をもたらした規定の立法目的(例えば、市町村その他の行政区  
画を尊重しようとしたものか、人口が極めて少ない県が衆議院に代表を送るこ  
とができない事態を防ごうとしたものか。)及び手段(例えば、市町村その他

の行政区画どおりに選挙区割りをしたのか、人口が極めて少ない県に対しても、最低1議席を配分したのか、それらの結果生じた較差はどの程度か。)といった点を考慮して判断されるべきである。」(強調 引用者)

**(注5) 平成 25.3.26 広島高裁岡山支部 片野悟好裁判長 違憲無効判決 (甲 85)**

「1 憲法は、「主権が国民に存する」、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」とし、**国民主権**及びこれに基づく**代表民主制**の原理を定めている。国民主権の下において、主権者としての国民は、1人1人が平等の権利をもって国政に参加する権限を有するところ、国民主権に基づく代表民主制においては、国民は、その代表者である国会の両議院の議員を通じてその有する主権を行使し、国政に参加する。したがって、その代表者の選出に当たっては、国民1人1人が平等の権利を有するというべきである。また、国民1人1人が平等の権利をもって代表者を選出するからこそ、**国民の多数意見と国会の多数意見が一致し**、国民主権を実質的に保障することが可能となる。このように、国政選挙における投票価値の平等は、国民主権・代表民主制の原理及び法の下での平等の原則から、憲法の要求するところである。

2 国民の代表者である両議院の議員の選挙については、憲法は、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし(43条2項、47条)、両議院の議員の各選挙制度をどのような仕組みにするかについて国会に裁量を認めている。上記1のような国民主権・代表民主制の原理の趣旨にかんがみれば、投票価値の平等は、最も重要な基準とされるべきであり、国会は、選挙に関する事項を法律で定めるに当たり、選挙区制を採用する際は、**投票価値の平等(すなわち、選挙区(国民の居住する地)によって投票価値に差を設けないような人口比例に基づく選挙区制)を実現するように十分に配慮しなければならない。**したがって、投票価値の平等に反する選挙

に関する定めは、合理的な理由がない限り、**憲法に違反し無効**というべきである。」(強調 引用者)

**(注6) 平成 25.11.28 広島高裁岡山支部 片野悟好裁判長 違憲無効判決 (甲 86)**

「1 憲法は、「**主権が国民に存する**」、「**日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、**」とし、**国民主権**及びこれに基づく**代表民主制**の原理を定めている。そして、国民主権に基づく代表民主制においては、国民は、その代表者である国会の両議院の議員を通じてその有する主権を行使し、国政に参加するものであるところ、**国民主権を実質的に保障するためには、国民の多数意見と国会の多数意見が可能な限り一致することが望まれる。**

また、法の下での平等を定めた憲法14条1項は、選挙権に関しては、国民は全て政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち、投票価値の平等を要求しているものと解される。

このように、国政選挙における投票価値の平等は、国民主権・代表民主制の原理及び法の下での平等の原則から導かれる憲法の要請である。」(強調 引用者)

**(注7) 平成 27.3.25 福岡高裁 高野裕裁判長 違憲違法判決 (甲 87)**

「(2) 原告らは、主位的主張として、憲法上、国会議員の選挙については、憲法前文第1文、1条、56条2項を根拠に、人口比例選挙が保障されていると主張する。しかし、憲法の解釈は、他の規定と調和的に解釈されるべきところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ(43条2項、

47条)、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められているといわざるを得ない。そして、上記規定を前提に、憲法の解釈として、両議院とも国会議員の選挙制度の仕組みの決定において国会に裁量権があると解されることは、昭和51年大法廷判決以降の累次の大法廷判決の趣旨とするところであり、全国民の代表として国政に係る多様な事項の決定に継続的に関わる国会議員の構成に多角的に民意が反映されるように選挙制度の仕組みを定める局面において、一義的に、人口比例選挙が保障されているものと解することはできない。したがって、原告らの主張の趣旨が、憲法は人口比例選挙を保障するため、投票価値の平等こそが選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準であり、国会に裁量権はないという趣旨であれば採用することができない。

(3) しかしながら、選挙制度の仕組みを決定するに当たって国会に裁量権が認められるとはいえ、衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められていることからすれば、衆議院議員の選挙につき多数の選挙区を設けてこれに議員定数を配分するについて、**議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることが最も重要かつ基本的な基準**とされるのであり、このような趣旨からすれば、**人口比例に基づく選挙を原則とし、できる限り投票価値の平等を確保することは、憲法上の要請**であると解するのが相当である。

(略)

しかしながら、〈1〉平成23年3月23日の平成23年大法廷判決言渡しから本件選挙までに約3年8か月が経過していること、〈2〉その間、前記のとおり数次にわたる公職選挙法の改正にもかかわらず投票価値の平等に反する状態が依然解消していないこと、〈3〉平成25年改正法もそれにより平成22年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は1.998倍に縮小されたとはいえ、平成25年大法廷判決が判示するとおり、全体として区画

審設置法 3 条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず、今後の人口変動により再び較差が 2 倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、前記 1 人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されていないこと、〈4〉実際に、投票価値の較差是正のために行われた平成 25 年改正法によっても、本件選挙時の議員 1 人当たりの選挙人数の最大較差が 2.129 と前回選挙から大幅に改善されたとはいえず、本件選挙時には 1.3 にも及ぶ選挙区において較差が 2 倍以上となり、上記〈3〉の想定どおりとなっており、是正が不十分であることが明らかとなっていることが認められる。そして、前記のとおり **憲法の保障する投票価値の平等の内容が可能な限り人口比例選挙を実現すべきものと理解するところからすれば、これまでの国会の取組は、結局のところ選挙区間の人口較差を 2 倍以内とすることに終始しており、平成 23 年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものではなかったといわざるを得ない。**」(強調 引用者)

以上